

四	三	二	一	行	平	省	
發	用 振	の 法	発 号	名	成 件	二	第 ○
行	等 替	条 律	行 称		二 等	十 三	債 財
方	法	項 及	の 及		十 を 四	十	務 務
法	の	び 根	び		四 次 年	号 行	告 告
	適	そ 抠	記		年 の 十	一	示 示

六

イ
發

価 入 価・別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価・別 債 発 競
 競 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
 争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 入

額面金額で二兆九百二十八億円

五

ハ ロ イ
方 募

入 価 法 入
 札 格 決
 發 競 定
 行 争 の

込 募 各 割 各 当 も 各
 み 限 国 り 申 て の 申
 の 度 債 当 込 る か 込
 応 額 市 て み 。 ら み
 募 の 場 る の そ の
 額 範 特 。 応 の う
 を 囲 別 募 応 ち
 割 内 参 額 募 応
 り に 加 を 額 募
 当 お 者 案 を 価
 て い ご 分 順 格
 る て と に 次 の
 。 各 の よ 割 高
 申 応 り り い

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競
 入 場 も 加 、 た 価 格 国 定 特 あ 争
 札 特 の 者 財 後 格 競 債 め 別 つ 入
 發 別 に ご 務 に 競 争 市 る 参 て 札
 行 參 よ と 大 行 争 入 場 も 加 、 と
 一 加 る に 臣 わ わ 札 特 の 者 財 同
 と 者 發 応 が れ 札 發 別 に ご 務 時
 い ・ 行 募 各 る の 行 參 よ と 大 に
 う 第 一 限 国 募 一 加 る に 臣 行
 。 II 以 度 債 入 入 と 者 發 応 が わ
 非 下 額 市 札 の い ・ 行 募 各 れ
 価 一 を 場 で 決 う 第 一 限 国 る
 格 国 定 特 あ 定 一 I 以 度 債 入
 競 債 め 別 つ を 及 非 下 額 市 札

七

口イ
払

札非入価込	行争非者特国行争非者特国	札非	入
発競札格	入価・別債	入価・別債	札
行争発競金	札格第參市	札格第參市	發
入行争額	発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	行

八七円二	百国条特	百国条特	三国条特千額發六十つ定計十つ定う
百十兆	六債の別	九債の別億債の別	三面行十八いにに六いにち
円三九	億に規会	十に規会八に規会	金し二億て基関億て基、
億百	円つ定計	億つ定計百つ定計万額た条六はづす三はづ財	円いにに萬いにに円で利第百、きる百、き政
二七	いにに	円いにに萬いにに円で利第百、きる百、き政	て基関円て基関一付一四額發法二額發法
千十二	て基関	て基關円て基關一付一四額發法二額發法	兆國項十面行律十面行第
三百億	、づす	、づす	七債の五金し第五金し四
三千三	額きる	額きる	千に規万額た四万額た條
十四五	面發法	面發法	六つ定円で利十円で利第
万十	金行律	金行律	十いに、千付七、千付一
六一	額し第	額し第	三て基同九国条特八国項
千六	でた四	でた四	億はづ法百債の別百債の
一万	千利十	千利十	九、き第八に規会七に規
千六	三付七	九付七	九、き第八に規会七に規

十
口
イ
一
發

・別債行争非者特国札非入価發
 第参市及入価・別債發競札格行行
 II加場び札格第参市行争發競価
 非者特国發競I加場、入行争格日

九
八
ニ
ハ

振額最
 替低行争非者特国行争非者特国
 額入価・別債入価・別債
 単面札格第参市札格第参市
 位金發競II加場發競I加場

錢額以額	平す額の振	五	千	千
面上面	成るの記替	万	三	九
金の金	二。整載法	円	百	百
額そ額	十数又の		八	九
百れ百	四倍は規		億	十
円ぞ円	年の記定		七	四
にれに	十金録に		千	億
つのつ	一額はよ		四	千
き応き	月に、る		百	七
百募百	五よ最振		二	百
円価円	日る低替		十六	九
二格二	も額口		万	十
十一十	の面座		円	万
一錢	と金簿			円

規下は期た期平
 $\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100 \times 12}$
 定、が金と成額け住よるがをじ額よに座も係
 す次そ銀額し二)を所又算合居行金百算い記と所
 る号の行を、十控除する事に住時額分出て載し得
 期及翌休支次五税外しは者にへのしは又て税
 日び営業払の年税の國た、又おた二た、は振が
 に第業日う算三税法金前はいだ十金前記替源
 つ十日につに二十日。式月率人額記外てし・額記録口泉
 い六ににたに二當だよ十をがに(一)国取、三か(一)さ座徵そ
 て号支當に払たしり日乗適當の法得当一らのれ簿收の
 同に払じおうる、算をじ用該算人す該五當算る中さ利
)いへと支出支たを非式でる國を該式ものれ子
 じおうる、算をじ用該算人す該五當算る中さ利
 て以き払し払金受居にあ者債乗金にの口るに

(二)

む十式は○
 も号に、募・
 のによ払入八
 と規り込決パ
 す定算金定ト
 るす出額のセ
 るしに通ント
 期た加知ト
 日金えを
 に額、受
 払を次け
 い第のた
 込二算者

の経利入価
 払過札格
 辺利發競
 み子率行争

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每
成 務 本 面 成 子 、 支 年
二 大 銀 金 三 を そ 払 三
十 臣 行 額 十 支 の 期 月
四 か 百 四 払 日 と 二
年 ら 円 年 う 以 し 十
十 通 に 九 ° 前 、 日
一 知 つ 月 六 各 及
月 を き 二 月 支 び
五 受 百 十 間 払 九
日 け 円 日 に 期 月
た 者 属 に 二
す お 十
る い 日